

令和 5（2023）年度東北大学大学院法学研究科
博士課程後期 3 年の課程入学試験（4 月入学）学生募集要項
（後継者養成コース（実務家型）一般選抜）

後継者養成コースは、将来法科大学院における法学教育に研究者教員又は実務家教員として携わる人材の養成を目的とします。法科大学院における法学教育においては理論と実務の架橋が求められることから、本コースの入学者は、研究者教員及び実務家教員双方の指導を受けながら、理論的にも実務的にも意義のある博士論文を執筆することになります。

特に、司法修習生の修習を終えた者を対象とする本選抜を経て入学した者向けに、弁護士教員の下、一定期間にわたり、実際の事件処理に携わりながら、実務家として求められる知識、技術及び姿勢について指導を受けることのできる授業科目を設け、比較法研究が重視されてきた従来型の法学教員の養成課程にはなかった、新たなカリキュラムで教育を行います。本コースの学生には、日々の実践の中で抱いた問題関心を、指導教員による研究指導や、学外の実務家や研究者も参加する研究会を経て明確にしなが、実務家としての経験・視点を生かした博士論文を執筆することが期待されます。

なお、法科大学院修了者は、2 年間で課程を修了することが可能です。

また、本コースの入学者のうち優秀な者については、フェローとして採用し、東北大学法科大学院における教育支援に従事することにより一定の給与を支給する制度を設けています。

※ フェロー制度に関する詳細は、本研究科のウェブサイト

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/about/scholar/>) をご参照ください。

1. 専攻及び募集人員

法政理論研究専攻	法政理論研究コース	4 月入学, 10 月入学 合わせて 12 名
	後継者養成コース	
	国際共同博士課程コース	

2. 出 願 資 格

司法試験（旧司法試験を含む。）に合格し、司法修習生の修習を終えた者又は終える見込みの者（※）のうち、次の(1)から(8)のいずれかの該当者又は令和 5 年 3 月までの該当見込み者です。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国の大学の大学院において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与されたもの
- (6) 外国の学校、外国の大学院の課程を有する教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
 - ① 大学を卒業し、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの
 - ② 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めたもの
- (8) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 5 年 3 月末までに 24 歳に達するもの

備考. 出願資格(7)又は(8)により出願しようとする者は、事前に入学資格の審査を行いますので、令和 4 年 11 月 2 日(水)までに法学研究科教務係へ申し出てください。

※「司法修習生の修習を終える見込みの者」とは、第 75 期司法修習生で、司法修習の実施スケジュールにより、入学時に司法修習終了証書を提出できない者としてします。

3. 出 願 手 続

出願者は、次により法学研究科教務係において手続を行ってください。

受付時間は、土・日を除く午前 8 時 45 分より午後 0 時 45 分まで及び午後 1 時 45 分より午後 4 時 45 分までとします。

なお、郵送の場合も受付期間内に必着とします。

(1) 受付期間

令和 4 年 11 月 24 日（木）から 11 月 30 日（水）まで

(2) 提出書類等

出願者は、次の書類をとりまとめ、法学研究科教務係に提出してください。

募集要項及び出願書類の様式は東北大学大学院法学研究科ウェブサイト

(<http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/>) からダウンロードしてください。

ダウンロードがうまくいかない場合は、法学研究科教務係までご連絡ください。

提 出 書 類		摘 要
①	入学願書及び履歴書	本研究科所定用紙
②	受験票及び写真票	本研究科所定用紙
③	成績証明書	出身大学院（研究科）又は専門職大学院の長が発行した、前期 2 年の課程（修士課程）又は専門職学位課程の成績証明書 本研究科修了（見込み）者は、注 1 を参照してください。
④	志望理由書 3 部	後継者養成コースへの入学を志望する理由及び大学院修了後の展望を記載した書面（A4 判 2,000 字程度）
⑤	リサーチ・ペーパーその他の論文（提出可能な者に限る） 3 部	出身大学院（研究科）において、主に志望する研究分野における任意のテーマについて、日本語で執筆された論文（A4 判 10,000 字以上）（以下「リサーチ・ペーパー」といいます。）又は修士論文若しくはこれに相当するもの（A4 判）
⑥	研究計画書 3 部	今後の研究計画を記載した書面（A4 判 1,000 字程度） 表紙に氏名と研究題目を明記してください。
⑦	学位取得（見込）証明書	出身大学院（研究科）又は専門職大学院の長が発行した証明書 本研究科修了（見込み）者は、注 1 を参照してください。
⑧	博士論文研究基礎力審査に相当する審査に係る確認様式	出願資格(6)で出願する者は、出身大学院（研究科）が発行した確認様式に、当該審査に関する添付書類を添えて提出してください。
⑨	司法試験合格証明書及び成績通知書の写し 又は 旧司法試験第二次試験合格証明書	司法試験に合格した者は、司法試験合格証明書 1 通と、成績通知書(短答式試験，論文式試験及び総合評価)の写しを提出してください。 旧司法試験合格者は、旧司法試験第二次試験合格証明書 1 通と、成績通知書の写しを提出してください。

⑩	司法修習生の修習を終えたことを証明する書面	司法修習終了証書の写しを提出してください。 司法修習中の者は、注2を参照してください。
⑪	検定料 30,000円を11月29日(火)までに指定金融機関にお支払いの上、「検定料納付確認書」(本研究科所定用紙)を提出してください。	検定料は、ATM(金融機関、コンビニエンスストア)やインターネットバンキング等をご利用の上、下記により納入してください。 金 額： 30,000 円 納入期限： 11月29日(火)【期限厳守】 銀 行： 三菱UFJ銀行 銀行コード：0005 支 店： わかたけ支店 支店コード：809 預金種別： 普通 口座番号： 2259042 口座名義： 国立大学法人東北大学 カ ナ： ダイ トウホクダ イク ※ 振込依頼人名は、次のとおり登録してください。 「JDD8 ○○ ○○(受験者本人のカナ氏名)」 ※ 振込手数料は、本人負担となります。 ただし、本学大学院博士課程前期2年の課程(修士課程)又は本学専門職学位課程を令和5年3月に修了見込み者及び風水害等の災害により検定料の免除申請をする者は、不要です。 災害の被災者に対する入学検定料の免除については、次のウェブサイトをご参照ください。 http://www.law.tohoku.ac.jp/graduate/admission/application/
⑫	住民票	日本に在留している外国人で入学を志望する者(在留期間が90日を超えない者を除く。)のみ。市区町村長が発行したものを提出してください。
⑬	受験票送付用封筒(長3)	出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入し、344円分の切手を貼ったもの
⑭	選考結果通知用宛名ラベル	本研究科所定用紙 出願者の住所、氏名及び郵便番号を記入したもの
⑮	その他	推薦状、TOEIC®の公式認定証やTOEFL®のスコアレポート等の語学能力を示す公的証明書等の書類を提出することができます。 なお、必要に応じ、本研究科が指定する書類の提出を求めることがあります。 注3及び注4を参照してください。

注1：本研究科前期2年の課程又は本研究科専門職学位課程を修了した者及び令和5年3月に修了見込み者は、③及び⑦の書類は提出不要です。

注2：第75期司法修習生であって、出願期間が司法修習中であるため司法修習終了証書の写しを提出できない者は、出願時に申し出てください。その場合の司法修習終了証書提出期日は、司法修習の実施スケジュールをもとに別途定め、対象者に通知します。なお、本学が指定する期日までに司法修習終了証書を提出できない場合は、合格を取り消します。

注3：受験及び修学上の配慮を必要とする入学志願者のための相談を行っていますので、相談を希望する者は、次の事項を記載した申出書(様式任意)を提出してください。

なお、申出書の提出を理由として、合否判定の際に不利に扱われることはありません。

※ 相談の期限：原則として令和4年11月2日(水)まで

※ 申出書に記載する内容

① 志願者の氏名、住所(連絡先電話番号も記載)、② 出身大学等、③ 受験上の配慮を希望する事項、④ 修学上の配慮を希望する事項、⑤ これまで認められたことのある配慮の内容、⑥ 日常生活の状況、⑦ その他参考となる資料(現に治療中の者は、医師の診断書を添付)

※ 提出先：法学研究科教務係

注4：TOEFL、TOEFL iBT、TOEFL ITP および TOEIC はエデュケーション・テスト・サービス(ETS)の登録商標です。

4. 選 考 方 法

選考は、次に掲げる「書類審査の成績による選考」（「第1次選考」という。）と「口述試験の成績による選考」（「第2次選考」という。）の2段階の方法により行います。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行い、最終合格者を決定します。

(1) 第1次選考は、志望理由書、リサーチ・ペーパーその他の論文、研究計画書、成績証明書等の提出書類を総合的に評価して行います。

第1次選考合格者発表 令和5年1月20日（金）

午前11時（予定）に東北大学大学院法学研究科ウェブサイト（<http://www.law.tohoku.ac.jp/>）にて発表します。なお、同日中に合格者には第1次合格通知書を発送します。

(2) 第2次選考は、第1次選考の選考資料を中心とした口述試験を行います。

日 程

令和5年1月25日（水）から2月1日（水）（土・日を除く）の間
（時間は第1次選考の選考結果と併せて通知します。）

注：口述試験について、その日程を変更することがあります。その場合には、あらかじめ該当者にその旨を通知しますので、注意してください。

場 所

東北大学大学院法学研究科（法学研究科棟）

5. 最 終 合 格 者 発 表

令和5年2月17日（金）

午前11時（予定）に東北大学大学院法学研究科ウェブサイト（<http://www.law.tohoku.ac.jp/>）にて発表します。なお、同日中に合格者には合格通知書を発送します。

6. 入 学 手 続

入学時に必要な書類は別途案内します。

(1) 入学手続期間

令和5年3月6日（月）及び7日（火）

入学料がこの期間に納付されない場合は、入学辞退者となります。

(2) 入学料

282,000 円 （予定額）

本学の大学院博士課程前期2年の課程（修士課程）又は専門職学位課程を令和5年3月に修了した者は、不要です。

[上記の納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

注1：入学料は、上記入学手続期間に支払いをし、一度納めた入学料は返金できません。

入学料及び授業料の免除、徴収猶予等に関しては、合格発表後に送付する入学手続に関する書類でお知らせします。

7. 授 業 料

前期分：267,900 円（年額535,800 円） （予定額）

[上記の納付金額は予定額であり、納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用されます。]

8. 長期履修学生制度の適用

本研究科では、職業を有している等の事情（注1）によって、標準修業年限である3年を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者について、審査の上許可する制度（「長期履修制度」）を実施しており、この制度の適用者を「長期履修学生」といいます。

この制度に関する申請方法等につきましては、法学研究科教務係までお問い合わせください。

注1:個人の事情により、標準の修業年限を超えて在学し、学位の取得を希望する次のいずれかに該当する者とします。

- ① 企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者
- ② 出産・育児、介護等を行う必要がある者
- ③ その他、本研究科が適当と認める者

9. そ の 他

- (1) 出願書類等を郵送する場合には、封筒に「博士課程後期3年の課程後継者養成コース（実務家型）一般選抜出願書類在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。
- (2) 出願手続後の書類記載事項の変更、出願の取り下げは認めません。
- (3) 出願のため提出した書類及び検定料は返却しません。ただし、第1次選考の結果、不合格となった場合、入学検定料の返還請求により、第2次選考にかかる入学検定料23,000円を返還します。
- (4) 可否の問い合わせには、一切応じません。
- (5) 進路選択等に資することを目的として、教員を紹介することができますので、出願を検討している者は、法学研究科教務係まで積極的にお問い合わせください。なお、本研究科に所属している教員の氏名及び専攻分野については、ウェブサイト(<http://www.law.tohoku.ac.jp/staff/>)を参照してください。
- (6) 個人情報の取扱いについて
 - ① 本研究科が保有する個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」等の法令及び「国立大学法人東北大学個人情報保護規程」に基づいて厳密に取り扱い、その保護に万全を期しています。
 - ② 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入学者の選抜、入学手続、追跡調査、入学後の学生支援関係（奨学・授業料免除及び健康管理等）及び修学指導等の教育的目的並びに授業料徴収等の目的のみに利用します。

令和4年8月

郵便番号 980-8576
仙台市青葉区川内 27-1
東北大学大学院法学研究科
電話 (022) 795-6175
<http://www.law.tohoku.ac.jp/>